

厚木市教育委員会エネルギー管理委員会設置規程

(設置)

第1条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、厚木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）として効率的かつ効果的なエネルギーの使用を図るための管理体制として、厚木市教育委員会エネルギー管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 管理委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の省エネルギーに対する取組方針の策定及び見直し
- (2) 教育委員会の省エネルギーに対する遵守状況の評価及び指導
- (3) エネルギー消費量の目標値の設定
- (4) その他省エネルギーに関して必要な事項

(組織)

第3条 管理委員会の委員は、教育委員会事務局の部長、政策調整担当課長及び学校教育主管課長とする。

(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き、委員長は次条に規定するエネルギー管理統括者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(エネルギー統括管理者)

第5条 法第7条の2第1項の規定によるエネルギー管理統括者は、教育部長をもって充てる。

(エネルギー管理企画推進者)

第6条 法第7条の3第1項の規定によるエネルギー管理企画推進者は、教育総務課職員をもって充てる。

- 2 エネルギー管理企画推進者は、教育委員会におけるエネルギー使用の合理化等に関し、必要な助言及び情報発信等を行うものとする。

(会議)

第7条 管理委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係する者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(厚木市教育委員会エネルギー管理企画推進委員会)

第8条 管理委員会は、下部組織として厚木市教育委員会エネルギー管理企画推進委員会（以下「管理企画推進委員会」という。）を設置する。

2 管理企画推進委員会は、委員長の指示により、教育委員会におけるエネルギー使用の合理化等に関する業務を行い、委員長にその内容を報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、管理企画推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(庶務)

第9条 管理委員会に関する庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。